

# 社会福祉法人やまゆり福祉会リスクマネジメント実施規程

(平成19年度第4回理事会承認)

(目的)

第1条 社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「法人」という。）が経営する事業所が利用者に福祉サービスを提供する過程で発生する事故、サービス提供者に被害が生じる事故や、被害は生じなかったものの「ヒヤリ」「ハット」する事態の発生を防止、解消する体制を確立し、適切、安全な福祉サービスの提供に資することを目的に、リスクマネジメントに関する取り組みを行う。

(実施内容)

第2条 法人は、事業所における利用者の安全確保、利用者サービスの向上、利用者の個人情報の保護を図るために、次の各号に掲げる取り組みを行う。

- (1) リスクマネジメントの推進方策の検討
- (2) リスクマネジメントに関する取り組みの広報・周知
- (3) 事故が発生した場合の対応策の検討
- (4) リスクマネジメントに関わる取り組みを検討・推進するための体制整備
- (5) その他

(実施体制)

第3条 各事業所は、サービス管理責任者を責任者とするリスクマネジメント推進体制を整備する。

(リスクマネジメント委員会)

第4条 各事業場は、第2条に規定する取り組みを行うための体制として、リスクマネジメント委員会を設置する。

2 リスクマネジメント委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) サービス管理責任者をサポートする立場の管理者
- (2) サービス管理責任者
- (3) 栄養士・看護師などの部門担当者
- (4) その他、サービス管理責任者が必要と認める職員

3 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務に関する協議、調査等の活動を行う。

- (1) 事故防止の検討方策に関すること。
- (2) 事故、ヒヤリ・ハットの分析及び再発防止策の検討に関すること。
- (3) 事故防止のために行う職員に対する指示に関すること。
- (4) 事故防止のために行う管理者等に対する提言に関すること。
- (5) 事故防止のための啓発、教育、広報等に関すること。
- (6) 事故についての訴訟に関すること。
- (7) 利用者の個人情報保護に関すること。
- (8) その他

- 4 リスクマネジメント委員会の検討結果については、定期的に管理者に報告するとともに、リスクマネージャーを通じて、各担当に周知する。
- 5 リスクマネジメント委員会は、概ね毎月1回開催する。ただし、必要に応じ、臨時の委員会を開催できるものとする。

(リスクマネージャーの配置)

第5条 ヒヤリ・ハット事例の詳細な把握、検討等を行い、事故防止に資するため、各事業場にリスクマネージャーを置く。

- 2 リスクマネージャーは、サービス管理責任者が指名する。
- 3 リスクマネージャーの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 事故原因及び防止方法並びにサービス提供体制の改善方法についての検討及び提言
  - (2) ヒヤリ・ハット体験報告の内容の分析及び報告書への必要事項の記入
  - (3) リスクマネジメント委員会において決定した事故防止及び安全対策に関する事項の職員への周知徹底、その他委員会との連絡調整
  - (4) 職員に対するヒヤリ・ハット体験報告の積極的な提出の励行
  - (5) 利用者の個人情報保護体制の検証及び改善課題提起
  - (6) その他、事故防止に関する必要事項

(様式)

第6条 事業所で発生した事故及びヒヤリハット体験を報告するため、報告書様式を整備する。

- 2 報告書は、事故等の発生後速やかにリスクマネージャーを通してサービス管理責任者に提出する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。